

## 「社会保障・税番号大綱」に関する意見提出様式

氏名・団体名 東京青年税理士連盟 会長 池田 充  
職業（所属・勤務先）税理士の団体  
住所 東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-21-12 代々木Ⅱ 401号  
電話番号 (03) 3356-2916  
( 団体の場合は担当者名もご記入ください)

該当箇所（どの部分についてのご意見か、該当箇所が分かるよう明記してください）

11頁 **法定調書の提出に係る事業者負担の軽減**

7～8頁（2）**所得把握の精度の向上等の実現に関するもの**

税務当局に提出される既存の申告書・法定調書等については、その提出者（申告を行う者、法定調書の提出義務者等）に対し、提出者本人及び記載項目とされている第三者（扶養控除の対象者、給与等の支払を受ける者等）に係る「番号」又は「法人番号」の記載を求めることとする。

また、番号制度の導入の趣旨を踏まえ、諸外国の事例も参考として、法定調書の拡充についても検討を進める。

### 意見内容

番号制度が導入されることによって行政側の事務負担だけ軽減されて、結論として事業者ひいては国民の事務負担が増加する旨記載すること。特に中小零細事業者にとっては事務負担の増加は酷であり、事業に影響を及ぼす恐れがあること。また、提出先の一元化は納税者番号を導入しなくても可能であることから、事業者の事務負担の軽減理由としては削除すること。

理由（可能であれば、根拠となる資料等を添付してください）

#### 1．記載要件が増える

現在の「法定調書」に納税者番号を追加して記載しなければならなくなり、この番号を相手先に確認しなければならないため、現在より事務負担が増加する。

#### 2．提出すべき法定調書が増える

所得補足のために新たに法定調書の提出を求められことになるため事業者の事務負担が増加する。

#### 3．中小零細事業者にとって事務負担の増加は問題である

現在、源泉徴収制度、年末調整制度、法定調書の作成その他社会保険事務については事業者には大変な事務負担を強いている。大企業については、これらの事務の体制が整っていると思われるが、中小零細事業者においてはその事務の体制を整えることは困難であり、その負担は重たいものとなっている。そのため、納税者番号制度を導入することによって、新たな事務負担を中小零細事業者にまで強いることは酷であり、事業に支障を及ぼす恐れがある。

（2枚目へ続く）

#### 4．提出先の一元化について

現在法定調書のうち一定額以上の給与の資料については税務署長に提出し、さらに、給与支払報告書を市区町村に提出している。給与については、個人が所得税の確定申告書を税務署長に提出することによって、その情報が市区町村長に回送され個人住民税が賦課徴収されている現状がある。従って、現状のこのシステムを応用することにより税務署への提出先の一元化は充分計ることは可能である。納税者番号を導入することによって軽減される事務負担ではない。

( 必要に応じて、記入欄を伸ばしてご対応ください)

ご意見お寄せいただき、ありがとうございました。